

(令和8年度用)

就学援助を希望される方へ

習志野市教育委員会

習志野市では、習志野市立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、
経済的な理由でお困りの方のために、学用品費などの一部を援助する「就学援助」を行っています。

詳細はホームページ（右記QRコードよりアクセス）にてご確認ください。

<習志野市教育委員会ホームページ>

<https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/gakumu/gyomu/hoikugakko/14/18985.html>



【1】就学援助の対象となる方

申請理由		必要書類																																	
1.生活保護を受給している			申請は不要																																
2.生活保護が停止または廃止になったばかりである			保護廃止（停止）決定通知書の写し																																
3.令和8年度の市民税が非課税である			令和8年度の市民税・県民税非課税証明書																																
4.ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している			児童扶養手当証書の写し（A4表面）																																
5.上記1から4の理由に当てはまらないが、経済的に困難または特別な事情がある			令和7年1~12月の所得がわかる下記の書類のいずれか※ ※同一住所にお住まいの方（住民票の世帯が別の場合も含む）全員のものが必要です。																																
<p>《認定となる所得基準額の目安》</p> <p>基準額は、家族の年齢構成等によって異なります。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">住宅の形態</th><th rowspan="2">家賃なし (持ち家等)</th><th colspan="3">賃貸住宅の場合</th></tr><tr><th>家族構成</th><th></th><th>家賃 3万円</th><th>家賃 5万円</th><th>家賃 7万円</th></tr></thead><tbody><tr><td>母 30歳 子 小学校2年生</td><td>199万</td><td>246万</td><td>277万</td><td>292万</td></tr><tr><td>父35歳、母35歳 子 小学校6年生</td><td>269万</td><td>315万</td><td>347万</td><td>362万</td></tr><tr><td>父43歳、母43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生</td><td>343万</td><td>390万</td><td>421万</td><td>436万</td></tr><tr><td>父43歳、母43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生 祖母69歳</td><td>370万</td><td>416万</td><td>448万</td><td>463万</td></tr></tbody></table>					住宅の形態		家賃なし (持ち家等)	賃貸住宅の場合			家族構成		家賃 3万円	家賃 5万円	家賃 7万円	母 30歳 子 小学校2年生	199万	246万	277万	292万	父35歳、母35歳 子 小学校6年生	269万	315万	347万	362万	父43歳、母43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生	343万	390万	421万	436万	父43歳、母43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生 祖母69歳	370万	416万	448万	463万
住宅の形態		家賃なし (持ち家等)	賃貸住宅の場合																																
家族構成			家賃 3万円	家賃 5万円	家賃 7万円																														
母 30歳 子 小学校2年生	199万	246万	277万	292万																															
父35歳、母35歳 子 小学校6年生	269万	315万	347万	362万																															
父43歳、母43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生	343万	390万	421万	436万																															
父43歳、母43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生 祖母69歳	370万	416万	448万	463万																															
<ul style="list-style-type: none">所得金額とは、給与所得の方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得の方は、確定申告書の「所得金額の合計」です。賃貸住宅にお住まいの場合、賃貸借契約書や家賃通知書（家賃の額と契約者のわかるところ）の写しを添付してください。離婚し、元配偶者から養育費等を受け取っている場合は、金額の確認できる通帳等の写しを添付してください。審査に際し、別途書類の提出を求める場合があります。																																			
6月中旬以降に申請する場合																																			
令和8年度の市民税・県民税(非)課税証明書																																			

【2】援助内容（金額は令和7年度の内容です。令和8年度は変更になる可能性があります。）

新入学児童生徒学用品費の援助は入学前の申請になりますので、ご注意ください。

援助内容	小学校（年額）	中学校（年額）
・校外活動費（宿泊を伴うもの）	交通費・見学料の実費	交通費・見学料・宿泊費の実費
★校外活動費（宿泊を伴わないもの、芸術鑑賞）	実費（限度額3,000円）	実費（限度額3,000円）
★修学旅行費	実費（指定費目のみ）	実費（指定費目のみ）
・給食費	教育委員会が実費を負担	教育委員会が実費を負担
★医療費（学校保健安全法施行令第8条で定める疾病）	実費	実費
・通学費	実費	実費
★セカンドスクール食事代	4・5年生 3,270円(2泊) 6年生 1,635円(1泊)	なし
・学用品費・通学用品費（年額） ＜＞内の金額は左から1学期、2学期、3学期分の支給額。中途認定・辞退等は学期分を月数で割った額を支給します。	1年生：11,630円 〈4,240 4,240 3,150〉 2～6年生：13,900円 〈5,060 5,060 3,780〉	1年生：22,730円 〈8,260 8,260 6,210〉 2～3年生：25,000円 〈9,080 9,080 6,840〉
・新入学児童生徒学用品費（小学1年、中学1年）	57,060円 <u>※入学前申請</u>	63,000円 <u>※入学前申請</u>
・オンライン学習通信費（年額）	15,000円（1世帯あたり）〈1,250円/月〉	

※生活保護を受けている方は★の費目のみ支給されます。その他費目については生活保護費から支給されます。

【3】申請の方法（【1】の2～5の申請理由の方）

援助を希望される場合は、申請書に必要事項を記入・押印し、下記の書類を添付して、学校へ提出してください。

(1)申請書

申請書は教育委員会学務課や各学校にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

(2)申請理由を証明する書類（表面の「必要書類」を参照）

(3)振込先指定口座の通帳の写し [A4用紙]（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人がわかるところ）

※振込先指定口座は、児童生徒の保護者に限ります。

- 申請書は、お子さま1人につき1枚必要です。（添付書類は1世帯1セットで可）
- 年度当初から援助を希望する場合は2月末日までに学校へ提出してください。なお、事情により期日までに必要書類の提出が困難な場合は、3月末日までに学校へ提出してください。
- 年度途中の新規の申請は隨時受付けていますが、原則として申請書を提出した日の翌月からの認定になります。
- 申請の結果は学校を通じてお知らせいたします。
- 申請後に、家庭状況等に変更があった場合(婚姻や離婚、転居等)は、学務課へご連絡ください。
- すでに就学援助の対象となっている方が翌年度も継続して援助を希望する場合も、毎年申請書等の提出が必要です。学校から2月頃に案内がありますので、期限内に学校に提出してください。

【4】問い合わせ先

習志野市教育委員会 学務課 就学援助担当（TEL 047-451-1133）または、通学する学校